

# 第276回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和6年5月9日（木） 15:00～16:00
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 資源管理方針の変更について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について（報告）
- (5) その他

令和6年5月9日午後3時00分開会

【開 会】

山之内事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第276回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、山下委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中9名の出席をいただいておりますので、奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>例年、各年度第1回目の委員会では、県の定期人事異動等による職員の紹介を行っているところですが、令和6年度においては対象者の異動はありませんでしたので、そのままのメンバーということでよろしく願いいたします。</p> <p>また、オブザーバーとして県大島支庁農林水産部長が参加していましたが、町田の後任が着任しておらず、大島支庁総務企画部長が兼任となっております。実質的に（農林水産部長が）不在となっておりますので、御了承願います。</p> <p>令和6年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>本日は委員9名の出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは早速、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「杉委員」と「鳥居委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は杉委員と鳥居委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）】

茂野会長

それでは、議事1【ソデイカ漁業に係る委員会指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。議事1について御説明いたします。資料1を御覧ください。「ソデイカ漁業に係る委員会指示について」でございます。

「ソデイカ漁業に係る委員会指示」につきましては、平成7年に最初の指示を出しましてから所要の改正を行いつつ、有効期間の更新を行ってまいりました。現行の委員会指示の有効期間が今年の5月31日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新とこれに伴います承認取扱要領等の改正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。これまでの経緯でございますが、表にお示ししているとおり沖縄海区のソデイカ採捕に係る委員会指示との調整を図るため、指示の有効期間につきましては、その時の状況に応じまして3年もしくは1年としてきたところでございます。なお、昨年度の沖縄海区の状況につきましては、1ページの下の方でございますが、計3回協議がなされ、漁協や漁業者等の関係者の意向を調査するアンケートの結果を踏まえ、6月から11月を禁漁期間とし、ソデイカはえ縄漁業を禁止とする指示が更新されたところです。

次に、ソデイカ漁獲量実績等の統計資料について、2ページから4ページに掲載しております。2ページは、過去5年間の月ごとの漁獲量実績になります。漁獲量としては、平成30から令和元年のシーズンから令和4から5年までのシーズンのうち、令和3から令和4年のシーズンを除いていずれの年も、ソデイカ漁が解禁される11月が最も多く、令和3から4年のシーズンでは、軽石漂着の影響から、シーズン内で最多ではありませんが、それでも漁の解禁月の11月は漁獲量が多めの状況と言えます。11月以降については、12月から禁漁直前の5月または6月にかけて増減を繰り返しながら推移するという状況で、令和3から4年のシーズンでは禁漁直前の前の前の月の5月が最小で禁漁直前月の6月が2番目に少なく、それ以外のシーズンでは禁漁直前月の5月または6月が最小の漁獲量という状況です。また、3ページには、各年ごとの奄美海区及び沖縄海区の漁獲量を示しております。平成29年以降、奄美海区も沖縄海区も多少の増減はありつつも減少する傾向にあります。4ページには、奄美海区の漁獲金額等の推移を示しております。真ん中のキロあたり平均単価が過去最高の平成28年の水準に近づきつつあります。

5ページから8ページには、委員会に先立ち管内各漁協と、奄美大島海区内でソデイカ漁業を実施する組合員が所属する管外の2漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について掲載しております。5ページから6ページに記載のアンケートの内容は、冒頭に現状と事務局の考え方を記載し、それに目をとおしていただいた上で、設問1で禁漁期間について、設問2でソデイカ旗流し漁業で使用する漁具の制限について、6ページの設問3でソデイカはえ縄漁業について各漁協ごとに回答をいただき、設問4の自由記述欄で補足意見があれば記載いただく内容となっています。

アンケートの結果について、7ページを御覧ください。まず、Q1の禁漁期間については、現行の禁漁期間である6月から10月まででよいとの回答が全10漁協からありました。現行でよいとする理由は、現状で問題を感じていない、組合員の総意、奄美大島海区内のソデイカ漁業者は漁船の大きさも小さく隻数も少ない、以前の7月から10月禁漁に戻してほしいとの意見もあるが、沖縄海区の現状や資源管理の観点から、といったものでした。また、沖縄と同様に11月を禁漁とすることについては、漁協として賛同できないという意見もありました。次に、Q2のソデイカ旗流し漁業の漁具の制限について、まず、Q2-1の現行50海里内30本以内の旗等の本数については、全10漁協から現行どおりでよいとの回答がありました。現行どおりでよいとの理由としては、適量と考えるため、組合員の総意、資源管理のため、現状で問題ないといった内容でした。そして、Q2-2の現行50海里超50本以内の旗等の本数については、全10漁協から現行どおりでよいとの回答がありました。現行どおりでよいとの理由としては、Q2-1と同様、適量と考えている、組合員の総意、資源管理のため、現状で問題ないといった内容でした。また、恐らく、旗数を遵守していない操業を目撃したという観点かと思いますが、50本以上搭載している当組合員の船は現状いないが、旗数制限の委員会指示を遵守しているかの監視や確認もしてほしいという意見もありました。次に、8ページのソデイカはえ縄漁業について、まず、Q3-1の承認制については、回答のあった10漁協のうち、現行どおり承認制を継続すべきというのが4漁協、はえ縄漁を禁止すべきと回答のあったのが6漁協でした。現行どおりでよいとの理由は、組合員の総意、ソデイカ漁を行う組合員がいないため他の漁協の意見を尊重するというものでした。はえ縄漁を禁止すべきとの理由については、実際にソデイカはえ縄漁をやっている船はいない、はえ縄漁で漁獲が大量に上がると資源枯渇になる、旗流し漁のみでも混雑状態の限られた漁場ではえ縄漁をされるとますます漁場が制限されてしまうといったものでした。なお、現行どおりでよいと回答した4漁協のうち、他の漁協の意見を尊重すると回答した漁協を除く漁協に対して追加で口頭にて確認を行ったところ、自分の漁協の組合員でソデイカはえ縄漁をしている組合員はいな

いためソデイカはえ縄漁が禁止になった場合でも影響はないが、他の漁協でソデイカはえ縄漁をされている漁業者がいるのであれば現行どおりがよいのではないかと趣旨で回答したので、委員会の決定を尊重することでした。そして、Q3-1で承認制を継続すべきとの回答した4漁協が回答の対象となるQ3-2の現行はえ縄1隻350本以内の擬餌針（ぎじばり）の本数について、また、Q3-3の現行はえ縄50海里内禁止の操業区域の制限については、全4漁協から現行どおりでよいとの回答でした。Q4の自由意見では、沖縄海区での禁漁期間は6～11月となっているが、沖縄海区の指示ではその期間、奄美海区での操業はだめとかそういった規制にはなっていないのか、あるいは特に沖縄の大型船について、漁具の制限、旗数制限が正しく守られているか疑問に持っているという組合員からの意見が多数寄せられているといった意見がありました。

次に、9ページから10ページに、令和5年に出されている沖縄県の委員会指示を参考までに添付してありますので、お目通し願います。

ここまでの説明を踏まえ、事務局としての改正案についての考え方について説明します。まず、現行、6月から10月を禁漁期間としていることについて、全ての漁協から現行の禁漁期間を望む声があること、令和4から5年のシーズンに初めて6月の禁漁を実施し、まだ6月禁漁を実施してから年数が浅いということで、引き続き6月禁漁とした場合の成果を見ていく必要があること、11月は例年漁獲量が多く、11月を禁漁とすると当海区内の漁業者への影響が大きいことや一部漁協からは沖縄海区が実施している11月の禁漁は容認できないとの声があることなどを考慮し、引き続き、現状の6月から10月を禁漁期間とする指示案としています。そして、これまで承認制とされてきたソデイカはえ縄漁について、アンケートの結果、これまでソデイカはえ縄漁の承認申請を提出してきた漁業者の所属する漁協からは禁止とすべきとの回答があったこと、禁止とすべきと回答した理由として挙げられていた、はえ縄漁で漁獲が大量に上がると資源枯渇になるや旗流し漁のみでも混雑状態の限られた漁場ではえ縄漁をされるとますます漁場が制限されてしまうという内容については、ソデイカ資源の保護やソデイカ旗流し漁の漁場確保の観点から考慮すべきであること、現状のとおり承認制とすべきと回答のあった理由が他の漁協において現在ソデイカはえ縄漁を行っている漁業者がいた場合を踏まえてのことであったことなどを考慮し、更新後の委員会指示ではソデイカはえ縄漁を禁止としています。また、漁具の制限については、50海里内30本以内、50海里超50本以内の旗等の本数とする旗流し漁業の漁具の制限については、全ての漁協から現状どおりとの意見であったことを踏まえ、引き続き現在の委員会指示の内容をそのまま更新する指示案としています。なお、沖縄船が漁具の制限に係る委員会指示を遵守していないとの一部漁協から意見があったことについては、

今後とも引き続き、沖縄海区事務局に対し、沖縄海区の漁船に対する漁具制限の遵守徹底を呼びかけるように働きかけるとともに、奄美大島海区内の漁港に寄港している船の陸上での取り締まり等についても検討してまいりたいと考えております。

具体的な改正案につきまして、資料の11ページ以降で御説明いたします。資料の11ページを御覧ください。こちらが、委員会指示の新旧対照表であり、アンダーラインを引いてある部分が今回の変更部分でございます。更新案の欄を上から順に説明いたしますと、まず、前文におきまして、指示番号を第6-1号に改めさせていただいております。次に、「2」のソデイカはえ縄漁の承認に係る記載については、ソデイカはえ縄漁を禁止するというで記載を改めております。それに伴い、ソデイカはえ縄漁の承認に係る記載である現行の「3」、「4」、「6(1)」、「7」、「8」及び「11」は削除いたします。12ページの現行「5」の操業期間の制限については、番号が繰り上がり「3」とした上で、引き続き6月から10月を禁漁期間としています。「6」の漁具の制限も、「1」のソデイカはえ縄漁の漁具の制限を削除したのに伴い、「2」と「3」の号を繰り上げた上で、内容については現行の内容で更新します。13ページの現行の「9」の漁獲実績の報告、「10」の遵守事項、「12」の取扱事項については、それぞれ「5」、「6」及び「7」に番号を繰り上げた上で、ソデイカはえ縄漁に係る記載を削除しています。そして、現行「13」の指示の有効期間は、「8」に番号を繰り上げた上で、近年、沖縄県の指示内容の見直し等もあることから、新しい委員会指示の有効期間を引き続き1年間とし、令和6年6月1日から令和7年5月31日としております。

続きまして承認取扱要領でございます。資料の14ページから16ページになります。まず、14ページの前文及び16ページの第8で、アンダーラインの部分でございますが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第6-1号と改めております。そして、委員会指示においてソデイカはえ縄漁を禁止としたことに伴い、ソデイカはえ縄漁の承認に係る記載、具体的には現行の第1から第7までを削除し、第8の第1項のソデイカはえ縄漁の記載を削除し、第2項を第1項に繰り上げます。また、現行第9の要領の改正に係る記載は第2に条番号を繰り上げます。また、附則の部分につきましても、施行日を令和6年6月1日に、失効日を令和7年5月31日にそれぞれ改めております。様式につきましては、17ページから20ページにあるとおり、ソデイカはえ縄漁に関する様式については削除とし、20ページ下の現行第8号様式の「ソデイカ旗流し漁業実績報告書」を第1号様式に繰り上げます。

最後に21ページのソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針については、委員会指示においてソデイカはえ縄漁業を禁止することに伴い廃止とします。

以上が改正内容でございます。22ページから24ページにつきましては、奄美大島海区漁業調整委員会指示等の原案文を資料として添付してありますので、お目通し願います。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

すみません。確認なんですけれども、（奄美）大島（海区）以外の鹿児島本土の（ソデイカはえ縄漁業の）承認を（これまで）受けている（経営体が所属する）漁協からの回答は、ソデイカはえ縄漁業の操業については禁止すべきと2漁協から回答があったという理解でよいんですかね。

丸山書記

その理解で問題ありません。事前に当該2漁協に対しては経緯を説明した上でアンケートを実施しまして、（当該2漁協は、）ソデイカはえ縄漁の承認を受けている経営体に確認をされた上で回答をいただいているところです。

篤委員

先ほど、細かい（各漁協からの）意見（の説明）がありましたけれども、（ソデイカはえ縄漁の）承認を受けている漁業者からの意見という理解でよろしいですか。

丸山書記

はい。その理解でよいかと思います。

篤委員

分かりました。ありがとうございます。

茂野会長

他に質問はございませんか。よろしいですか。  
それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり指示することとしてよろしいですか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、議事1についてはそのように決定することとします。

【議事 2 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）】

茂野会長

それでは、議事 2 【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

寺岡水産技師

事務局の寺岡です。よろしく申し上げます。まず、1 ページを御覧ください。今回、敷網（追込網）漁業および潜水器漁業について、新規許可申請予定が生じていることから、漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等及び許可の有効期間を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものであります。

諮問文を読み上げさせていただきます。大島林水第2004-1号、令和 6 年 4 月 22 日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。大島支庁長。知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）。このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

続いて 2 ページを御覧ください。奄美大島海区における漁業許可に係る法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項に基づく制限措置等及び規則第 15 条第 2 項に基づく許可の有効期間について御説明させていただきます。本ページに記載の内容については公示する内容となる予定です。

まず、「1 敷網漁業」についてです。漁業種類は敷網（追込網）漁業。操業区域は大共第 6 号共同漁業権漁場内。漁業時期は 1 月 1 日から 12 月 31 日まで。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は定めなし。許可または起業の認可をすべき船舶等の数は 1。漁業を営む者の資格は定めなし。制限措置は現在、要望者と同じ漁協に所属している者への許可内容に合わせております。許可または起業の認可をすべき船舶の数は許可申請予定者数としております。これについては、

- ・ 要望者が所属する漁協から新規許可に対する要望があり、漁業調整上問題ないと考えられること。
- ・ 1 者のみの増加であり、資源状況的に問題ないと考えられること。

などから、許可申請予定隻数として問題ないと考えております。許可の有効期間は鹿児島県漁業調整規則により 3 年間と定められていますが、更新のタイミングを他の許可者に合わせるため、許可日から令和 7 年 8 月 31 日までとします。申請すべき期間は、令和 6 年 5 月 10 日（金）から同月 17 日（金）までとします。

次に、「2 潜水器漁業」の制限措置についてです。漁業種類は潜水器漁業。操業区域は、まず、大共第3, 7号共同漁業権漁場内、及び大共第2号共同漁業権漁場内（住用町地先を除く）となっております。漁業時期については1月1日から12月31日まで。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は定めなし。許可または起業の認可をすべき船舶等の数は1。漁業を営む者の資格は定めなし、となっております。もう1件は、大共第6号共同漁業権漁場内で、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数は前者に同じ、許可または起業の認可をすべき船舶等の数は1、漁業を営む者の資格は定めなし、となっております。制限措置は現在の許可内容に合わせております。許可または起業の認可をすべき漁業者の数は許可申請予定者数としております。このたびは、2漁協から各1者が申請予定です。これについては、

- ・ 要望者が所属する漁協から新規許可に対する要望があり、漁業調整上問題ないと考えられること。
- ・ 資源状況的に問題ないと考えられること。

などから、許可申請予定者数として問題ないと考えております。

許可の有効期間は鹿児島県漁業調整規則により3年間と定められていますが、更新のタイミングを他の許可者に合わせるため、許可日～令和7年4月30日までとします。

申請すべき期間は、令和6年5月10日（金）から同月17日（金）までとします。

3ページ以降については参考資料となっておりますので、各自お目通しをお願いします。以上で議事2についての説明を終わらせていただきます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

参考までに教えていただきたいんですけど、この漁業権の大共何号というのは、地域はどこになるんですか。

寺岡水産技師

大共第6号については瀬戸内町、潜水器の大共第3, 7, 2号については名瀬（漁協）です。

篤委員

追込網は、瀬戸内町の今現在の許可数はいくつですか。

茂野会長

事務局分かりますか。（私から）答えましょうか。  
瀬戸内は現行2者だったんですけども、1者が船主が亡くなられて、それで残ったメンバーで新たに申請したというものです。

篤委員

分かりました。それでは、実質は数は変わらないということですね。

寺岡水産技師	はい。追込網は、今、茂野会長から説明があったとおり1減1増で実質的に許可の総数に変わりありません。潜水器漁業について、大共第6号については同じ理由で1減1増で総数に変わりはないのですが、大共第3, 7, 2号に関しては、1増となっております。
茂野会長	それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事2については原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事3 資源管理方針の変更について（諮問）】

茂野会長	それでは、議事3【資源管理方針の変更について】を議題といたします。この件も諮問事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。
保科技術主査	<p>水産振興課の保科です。資料3に基づいて説明いたします。本議題は諮問事項ですので、（表紙を）1枚めくって1枚目に諮問文を付けております。まずこちらを読み上げます。水振第106号、令和6年4月18日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）。このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。</p> <p>それでは、1ページをお願いします。まず今回、変更は何があったかというところがございます。「1 変更理由」をお願いします。大きく分けて2つございまして、1つ目が、水産庁が作る資源管理基本方針というものがございまして、こちらが県の方針と連動している部分があるんですが、国の方針が一部変更になったということを受けて、機械的に県の方針が一部変更になったというものがまず第一点です。そして2つ目に、県が管理する知事管理漁獲可能量、こちらを柔軟に運用するために一部記載に変更を加えたと、この2点について今回説明をさせていただきます。</p> <p>続いて、「2 変更内容」をお願いします。「(1) 国基本方針に伴う変更」というところですが、表を御覧ください。この方針というのが、</p>

別紙1, 2, 3がついてまして、そこに資源管理をすべき魚種が明記されているのですが、国の別紙と県の別紙がこのように連動してございます。国の別紙2は県の別紙1, 内容としてはTAC管理を今行っている特定水産資源ですね。くろまぐろ, あじ, さば, いわしと, そういった魚種が記載されています。そして表の中段, 国の別紙3, これが県の別紙2になります。特定水産資源以外でかつMSYベースの資源評価が実施されているものということで, 現在はかつおからめかじきまでの5魚種が記載されているのですが, 国の別紙3に今回まだい, ひらめ, きだい, この3魚種が加わったということで, 県のほうも別紙3にもともとあったまだい, ひらめ, きだいを別紙2に繰り上げたというのが変更点になります。その結果, 県の別紙2は, かつおからきだいまでの8魚種となりまして, 別紙3はこの3魚種が抜けまして, もともと36魚種あったのが33魚種となりました。今回はあくまで別紙3から別紙2に移っただけですので, 合計49魚種というところは変わっておりません。

続いて2点目の変更点についてでございます。知事管理漁獲可能量の柔軟な運用というところでございます。この知事管理漁獲可能量というのは, 他県とのやり取り, もしくは国からの追加配分があった場合には随時変更を行うというものになっております。本県の資源管理方針においては, この漁獲可能量を他県からもらったりとか国から追加配分を受けたり, そういった部分については非常に充実した内容になっております。例えますと, 国からの追加配分というのは, 海区委員会への報告が事後報告でよいと, そういったルールが定められているように, もらう方については柔軟な対応が取れるようになっております。ただ, 県内の知事管理区分, 例えますと, 旋網と定置網ですとか, 本県から他県への融通という部分についてはあまり整理がされていないということになっております。今後, 水産庁のほうでは, TAC管理魚種を増やしていく意向がありまして, 例を挙げますと, まだい, ぶり, ひらめ, むろあじ, こういったものが今後増えていくことが示唆されております。こういった変化に対応するためにも, 他県との相互的な融通のし合い, 渡したり渡されたり, そういったことをしながら管理をしていく必要があるものですから, この柔軟な管理ができるような体制を整備したいというのが2点目の内容になります。

では, 具体的にどのような変更をするかというところで2ページ目をお願いします。一番上の「2) 運用体制(案)」というところでございます。まず, 内容としましては, 県の知事管理区分間の融通, 先ほど申し上げたように定置網から旋網に渡したり, 旋網から定置網に渡したり, そういったことですとか, 知事管理区分から県留保枠への移替え,

これはつまり、県が管理する全体の枠から県が何か（一定の枠を）超えた場合に充てる留保枠というのがあるのですが、そちらに移し替えて他の県にすぐに渡せるような体制が取れるように、この2点について迅速化を図りたいので、これを行う場合には、数量明示された資源を採捕する団体に、例えばまあじであれば旋網とか、そういったものが数量明示されたものになるのですが、こういったものを管理する団体、県で言いますと旋網組合さん、そういったところの同意を得られれば速やかにこういった対応を取れるようにしたいというものです。要は、県の判断のみでやらずに、その資源を活用する漁業者さんの同意が得られれば、すぐ、融通とかそういった対応が取れるようにしたいというものです。なお、このような対応を取った場合には、関係する海区漁業調整委員会へ事後報告を行うというものです。但し、これは、今回皆様に説明をしたからすぐに行うというものではなくて、それぞれの資源の漁獲可能量を設定する段階で再度諮問をさせていただいて、皆様の意見を聞いた上で実施するという事で考えております。

これを行うことでどういった効果が得られるかということが「3) 同運用による効果」に記載しております。まず、1つ目が現状の変更までの手続きを示しております。県の漁獲可能量から県の留保枠に移し替える旨を事前に海区委員会に諮ります。そして、その結果を答申いただいた後、県ホームページ等で公表して、農林水産大臣に報告。そして、融通し合う同士で協議をして農林水産大臣に報告して、その後大臣とやり取りを経て、変更通知について公表するという事で、最短でも1か月以上、3海区にまたがる魚種ですとさらに延びる可能性があります、非常に時間がかかると、これだけ時間を待っていると、目の前に魚がいても漁師さんが捕れないという状況が生じかねないものですから、この運用を入れたいというところです。この運用を入れると、次のポツにありますとおり、まず、県の管理漁獲可能量から県の留保枠に移すことについて数量明示された資源を採捕する水産団体等の同意を取得します。取得した後、変更についてすぐさま公表、農林水産大臣へ報告。その後、他県との融通等の協議を経まして、公表し、最終的に海区委員会に事後報告をするという体制が取れるというものです。ただ、海区委員会のスケジュール次第ではこの⑥（海区委員会への報告）が③（融通元、先で協議し、農林水産大臣に報告）より先に来る可能性はございますが、とにかく、関係する水産団体の同意を得られればすぐに融通が取れる体制ができるというのが期待されます。

今回、全ての魚種に対してこれを準用するのではなくて、まず、数量明示されている魚種を管理する団体がはっきりしているまあじとさば類、まずはここからスタートしていこうかと考えております。くろまぐろについては非常に関係者が多い上、こういった代表する団体というものがないものですから、すぐさまそういった対応を取れそうにないので、まずはまあじとさば類で実施したいと考えております。

これを資源管理方針に文章として記載すると、2ページ一番下の四角にあるとおり、「また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊本海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊本海区漁業調整委員会に報告するものとする。」と、こういった文言を入れようと思います。

では、具体的に新旧対照表のほうで説明させていただきますので、4ページ目をお願いします。少々字が多く恐縮ですが、左側が改正後、右側が改正前のものとなっております。ページの下の方に左側に太字のアンダーラインが記載されているところがありますが、こちらが別紙1-1のまあじの方針の書きぶりです。先ほど口頭で申し上げた「また」以下について、こちらの第3の配分基準のところを追加したといったこととなります。第3の配分基準については、当初配分の設定方法ですとか、追加配分があった場合の配分方法について記載していますが、それに対して、「また」以下を付けてこちらから出すほう、融通するほうについて記載したということになります。次の5ページのほうにまさばの記載がございます。書きぶりについては全く同様でして、第3の配分基準の下の方に「また」以下の文章を付けているといったこととなります。

5ページ目以降の新旧対照表については、本日説明した第一点目の国の基本方針の変更に伴う機械的な変更を反映したものになりますので、後もって御確認いただければと思います。

また、変更内容の溶け込み版についても12ページ目以降に記載がございますので、後もって御確認ください。

それでは、最後に今後のスケジュールについて簡単に説明いたしますので、3ページのほうにお戻りください。「3 今後の手続き」のところです。4月下旬から5月下旬にかけて3海区回りましてそれぞれ諮問してまいります。そして6月上旬には各海区からの答申をそろえた上で農林水産大臣への変更承認申請を提出します。その後、何度か水産庁と細かい文言の修正はあろうかと思いますが、7月上旬までには県公報及び県ホームページのほうで公表しまして、変更に係る手続きは終了といった格好になります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

1点だけなんですけれども、まあじとまさばについては採捕する団体が明確化しているからということだったんですけれども、運用していく上で、（関係する）団体というのは、こういった方法でいいですよというような反応だったと考えてよろしいでしょうか。

保科技術主査

融通についてでございます。こちらについては、県の旋網組合と色々話をしておりまして、こういった体制を今後作っていく必要があるという考えは意見として伺っているところです。

篤委員

こういう柔軟な運用ができるなら最初からしておけばよかったんじゃないかなと思うんですけれども、一番やっていただきたいのはくろまぐろじゃないかなという気がするんですけれども、このくろまぐろの場合は、いわゆる関係する団体というのはどういう形で今後想定されているんですかね。

保科技術主査

くろまぐろが重要という御意見はおっしゃるとおりと思うんですが、くろまぐろは御存じのとおり定置網とその他漁業で今仕切っているところです。定置網については、県の定置漁業者・漁協協議会というのがあるんですが、その他漁業についてはこういった団体がない状況です。したがって、もしくろまぐろでやろうとすると、関係する漁協に対して組合員の意見を聞いてもらうと、その上で漁協から同意といった格好でもらうということになるかと思いますが、そこは非常に漁協の数も多いものですから、時間は要するものかなと考えております。また、他県との融通のスケジュールなんですけど、くろまぐろはどうしても北の方の県が秋、冬以降ですね、漁期が終わるところが多いので、こういった柔軟な対応を取っても、もらえる時期としては今とそんなに変わらないだろうということ、あと本県の枠自体がそもそも少ないので、融通すること自体があまり想定しにくいかとこちらとしては考えているところです。

篤委員

ありがとうございました。確かに、定置はあるなと思うんですけれども、その他漁業が、どうなんですかね。県漁連が窓口になってもなってくれば一番良さそうな気もするんですけど、やっぱり各漁協に全部聞くというのはちょっと現実的ではないのかなと。せっかくこういう柔軟な運用ができるのに、そっちのほうに手間取るような形になるのかなということ、今後、そういう漁業団体と話し合っただけで詰めていただければと思います。

茂野会長

はい。くろまぐろに関してもたくさん苦情が来ていると思うんですけども柔軟な対応ができるようによろしくお願いします。

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事3については原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事4 くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長

それでは、議事4【くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の運用について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

吉田水産技師

県庁水産振興課の吉田と申します。私から、くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について説明を行います。資料4を御用意ください。1ページになります。まず概要からです。今回は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを期間とする令和5管理年度において、県留保枠からの追加や他県等からの譲渡をいただき、本県のくろまぐろ漁業の各管理区分に配分しましたので、その報告となります。

管理区分への配分ルールとしましては、概ね1割を本県の留保枠として、残りの概ね9割を平成22年から24年漁期の漁獲実績の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。また、管理年度中に国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて、当該漁獲量を配分しています。

配分方法は、令和2から令和3管理年度の漁獲実績を基に、管理区分ごとに配分をしています。また今回、配分を譲渡いただいた分についても同比率を適用しています。

まず、大型魚になります。2-1を御覧ください。配分比率につきましては、定置漁業対その他くろまぐろ漁業が71対29となっています。大型魚については、他県等から15.1トンの譲渡があり、定置漁業に10.7トン、その他くろまぐろ漁業に4.4トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が17.8トン、その他くろまぐろ漁業が7.3トンとなり、合計で25.1トンとなりました。

次に小型魚に移ります。2-2を御覧ください。配分のシェアとしましては、定置漁業対その他漁業が79対21となっています。小型魚につきましては、他県等から10.6トンの譲渡があり、下半期の漁獲可能量に、定置漁業は8.4トン、その他のくろまぐろ漁業は2.2トンとなりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が21.2トン、その他くろまぐろ漁業が7トンとなり、合計で28.2トンとなりました。

これらの変更につきましては、令和6年3月29日付けまでの県公報により告示をしております。なお、資料には記載しておりませんが、令和5管理年度の実績としましては、小型魚34.2トンに対して95パーセントにあたる32.4トンの漁獲が、大型魚25.1トンに対して73パーセントにあたる18.4トンの漁獲がありました。

以上で説明を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

1点確認ですけど、県留保枠の配分残というのは翌管理年度に繰り越せるんですか。

吉田水産技師

留保枠の残は繰り越せないことになっています。

篤委員

分かりました。じゃあ、あれですね。留保枠を最初に設定して、配分を変更する時になるべくその留保枠も吐き出すようなイメージでいいんですかね。

保科技術主査

すみません。そうですね。ただ、ルールとして知事管理区分に配分した当初枠の1割までは繰り越せるルールになっているので、留保枠を吐き出すという意味では、タイミングが難しいところではありますが、ギリギリまで持っておいて消化状況を見ながら最後にちょっと付け加えて9割まで消化してもらうのが一番よい、翌年度のことを考えるとよいやり方かなと考えているところです。

鳥居委員

1点だけ確認なんですけど、それぞれ大型魚と小型魚ですね、どれくらいの消化率になっていますでしょうか。

吉田水産技師 最終的な消化率は、先ほど申し上げたとおり、小型魚が95パーセント、大型魚が73パーセントとなっています。

茂野会長 大型魚の消化率が低いですね。  
それでは、これ以上の質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

【その他】

茂野会長 次に、その他ということで、その他、事務局や委員の方から何かございませんか。

丸山書記 次回の委員会につきましては、6月18～20日で、来週以降日程の御都合をお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。現時点で議題は1件は確実にありますが、現在関係各所に議題を照会中ですので、議題と日程が決まりましたら通知文を送付させていただきます。

茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。

杉委員 ソデイカの本数制限のことについてなんですけれども、委員会指示のことについて沖縄海区の方々とも意見交換をやったりしていますけれども、（沖縄のソデイカ漁船について、本数制限の委員会指示が）全然守られていない状況で、結構、喜界島に（沖縄のソデイカ）漁船が入ってきているんですけれども、話を聞くと、（50海里超50本という指示がある中で、）70本とか入れている船とかいるみたいですね。それで、委員会指示で立入検査をしても法的措置がないので、言うだけでは守らないと思うんですよね。それで、そこを段階的でもいいですし、知事命令に引き上げて法的措置を施行してどうにか抑制できないかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

茂野会長 事務局、委員会指示を守らないと、旗数を多く使っていると、特に沖縄の船がそういう操業をしているみたいなんですけれども、これに対して、事務局として沖縄海区とも話をしていると思うんですけれども、そこら辺の状況を教えてください。

宍道事務局次長

これは、かねてより度々この委員会でも議題となって、御意見を頂戴しているところございまして、事務局としましては沖縄海区の事務局と度々申し入れをしたり意見交換をさせていただいたりしているところでございます。

沖縄海区のほうでも色々実効性のある、50海里以遠で操業する場合でも予備を含めて50本となっている、これをいかに守らせるかということにつきましてはずいぶん、取り締まりの強化ということも検討しているようであり、別の新たな制度を検討できないかということも話を聞いているところです。

鹿児島県といたしましても、喜界島の早町漁港のほうに、時化の時には（沖縄のソデイカ漁船が）入ってくるという情報もかねてより聞いておりますので、実は、先日5月1日、ちょっとした時化のタイミングがございまして、県大島支庁の職員、私を含めて2名で現場を調べに行っていました。確かに、沖縄のソデイカ船と思われる船が2隻、時化待機ということで早町漁港に停泊しているところを確認しましたがけれども、たまたまその時に船主あるいは乗組員がその船の中あるいは近傍におられませんでしたので、面会、あるいは意見を聞くということができませんでしたが、また、我々は取り締まり権限もないものですから、旗の数を船に乗り込んで調べるとか、船主さんたちを話を聞きたいからということで呼び出したりということも差し控えたところでございますけれども、一応、船名、漁船登録番号、あるいは見えている範囲で写真撮影などのことをしまして、また、近隣におられた喜界島のソデイカ漁業者に意見を聞く等、聞き取り調査をするということ活動を活動として行っていました。

当初は、この陸上の取り締まりと言いますか、もうすぐ今漁期が終わってしまうものですから、今漁期の間にできれば沖縄海区の事務局員等と、本県の取締り船員などと日程を合わせて合同の陸上調査、指導・取締りということができないかということで色々日程調整を試みてはいたんですけれども、なかなか、時化てる、待機している時に行かないと、行って船がないとなると意味がないということで、日程調整に苦慮する部分もありまして、5月1日というタイミングで、県大島支庁の職員2名でまずは実施したというところでございます。

間もなく今漁期が終わってしまいますけれども、県としましては、取締り船による海上取締り、あるいは、先ほど申し上げた形で陸上での合同取締りということ、今漁期にできるようであれば実施する、あるいは、次の漁期の実施に向けた協議等を進めていければと考えております。

現時点でお答えできるのはそのような状況でございます。

茂野会長	沖縄海区事務局との引き続きの交渉をよろしく申し上げます。 他に何かございませんか。
鳥居委員	今の件でですね、鹿児島県に漁業監督吏員の資格を持った方は何名くらいいらっしゃるんですか。
宍道事務局次長	漁業監督吏員は27名になります。
鳥居委員	奄美にはいらっしゃらない。
宍道事務局次長	奄美にはおりません。本庁職員と取締船員ということです。そのうちの一部が司法警察員という形で指名をされているような取締り体制にはなっております。
鳥居委員	分かりました。それでですね、例えば、奄美でもそういったことがあるということで、奄美にも漁業監督吏員を配置してくれといった、そういった要望はできるものなんですか。
板坂資源管理監	ちょっと、持ち帰り確認しなければはっきりしたことが言えないんですけども、現場の業務に関しては、普及という側面もあるので、取締士と普及をどちらも持つということが現実的には難しいかなというように思っていますので、そこは持ち帰り確認をしたいと思います。
鳥居委員	お手数をおかけします。
保科技術主査	先ほど鳥居委員からの監督吏員の人数でした。27人というのは司法警察員の人数でした。監督吏員自体は36人です。そのうち27人が司法警察員です。
茂野会長	分かりました。それでは、特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
山之内事務局長	それでは、以上をもちまして、第276回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日は熱心な御議論ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



杉 健一郎



鳥居 享司

